

携帯電話等エリア整備事業の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

令和4年度予算額 1,500百万円
 令和3年度補正予算額 1,301百万円
 （令和3年度当初予算額 1,514百万円）

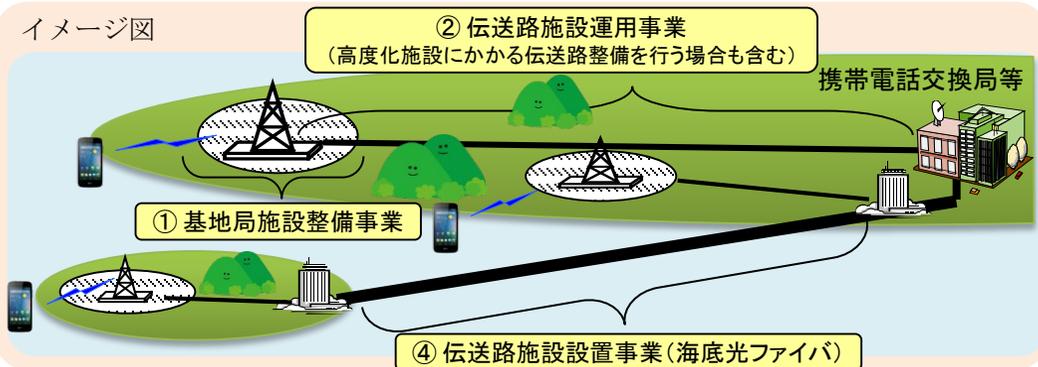
| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 補助率 | |
|-------------|--|-------------------------|--|--|
| ① 基地局施設整備事業 | 圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助 | 地方公共団体 | 【1社参画の場合】 国 1/2 都道府県 1/5 市町村※1 3/10 | 【複数社参画の場合】 国 2/3 都道府県 2/15 市町村※1 1/5 |
| ② 伝送路施設運用事業 | 圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助 | 無線通信事業者／インフラシェアリング事業者※2 | 【圏外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 国 1/2 無線通信事業者等 1/2 | 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3 |
| ③ 高度化施設整備事業 | 3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助 | 無線通信事業者等 | 【1社整備の場合】 国 1/2 無線通信事業者等 1/2 | 【複数社共同整備等の場合】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3 |
| ④ 伝送路施設設置事業 | 圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助 | 地方公共団体 | 国 2/3※3 離島市町村 1/3 | |

※1：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担

※3：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3

※2、本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいいます。

イメージ図



イメージ図

